



Q 私は、この春に大学を卒業して鳥取県内の会社で働いています。このたび、初任給をもらいましたが、月給

が最低賃金額以上であるかを確認する方法は次のとおりです。
①時間給はそのまま比

制の私の賃金が最低賃金額以上なのかを確認する方法を教えてください。
A 鳥取県最低賃金は、令和7年10月4日から、時間額1030円に改定されています。

給与が最低賃金額以上か確認するには

較する。

②日給の場合は、その金額を1日の所定労働時間数(日によって所定労働時間数が異なる場合は1週間における1日平均時間数)で割って1時間当たりの金額を計算して比較する。

③月給の場合は、その金額を1カ月の所定労働時間数(月によって所定労働時間が異なる場合は1年間における1カ月平均時間数)で割って1時間当たりの金額を計算して比較する。

④質問の月給制の賃金の確認方法は③によりますが、例えば、月給(基本給)

本給)が24万円、通勤手当が月額5千円で、1日の所定労働時間8時間、1カ月の平均所定労働日数20日(年間の所定労働日数240日)のケースでは、月額賃金の基本給24万円を1カ月の所定労働時間数160時間(8時間×20日)で割ると1500円となり、最低賃金額1030円以上の賃金であることが確認できます。

なお、最低賃金との比較に際しては、時間外・休日・深夜の割増額や精算手当、通勤手当、家族手当、賞与などは算入しませんが、例えは、月給(基本給)

が24万円、通勤手当が月額5千円で、1日の所定労働時間8時間、1カ月の平均所定労働日数20日(年間の所定労働日数240日)のケースでは、月額賃金の基本給24万円を1カ月の所定労働時間数160時間(8時間×20日)で割ると1500円となり、最低賃金額1030円以上の賃金であることが確認できます。

鳥取労働局労働基準部賃金室

電話0857(29)1705